

令和3年度

重要事項説明書

社会福祉法人 妙見福祉協会

妙見保育園

1. 法人の概要（運営主体）

法人の名称	社会福祉法人妙見福祉協会
法人の所在地	鹿児島県枕崎市妙見町751番地
法人の連絡先	0993-72-0613
代表者の氏名	下 窪 健太郎
法人の認可日	昭和40年9月7日
法人の事業	1) 保育所、 2) 一時預り事業、 3) 病児、病後児保育事業、 4) 放課後児童健全育成事業（妙見児童クラブ）

2. 施設の概要

施設の種別	保育所		
施設の名称	妙見保育園		
施設の所在地	鹿児島県枕崎市妙見町751番地		
施設の連絡先	電 話 0993-72-0613 FAX 0993-72-0734 メール info@myouken.ed.jp ホームページ http://myouken.ed.jp		
施設長の氏名	下 窪 健太郎		
施設の開設日	昭和40年9月27日		
施設の面積等	敷地面積 2,862㎡、建物面積 742.9㎡ 屋外遊戯場面積 1699.78㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造陸屋根セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建		
利用定員	2号認定（3歳以上6歳までの児童）	定員55人	定員90人（県確認）
	3号認定（1歳以上3歳未満の幼児）	定員30人	0才5名、1,2才30名
	3号認定（1歳未満の乳児）	定員 5人	3才以上55名
保育室等の概要	乳児室 1室	0歳児 つぼみ組	
	ほふく室 1室	1歳児 はな組	
	保育室 4室	2歳以上児 ちゅうりっぷ, さくら, もも, すずらん組	
	多目的ホール 2室	ホール、パンジールーム	
	調理室 1室		
	医務室 1室	たんぼぼハウス	
	相談室 1室	そうだんしつ	
	事務所 1室		
職員配置 (令和3年4月1日現在)	園長	常勤	1人
	主任保育士	常勤	1人
	保育士	常勤	10人 非常勤 11人（常勤換算無し）
	事務員	常勤	1人
	栄養士	常勤	2人
	児童クラブ指導員	常勤	1人 非常勤 7人（常勤換算無し）
	保育園兼務		
合計35人	調理員等		非常勤 3人（常勤換算無し）
	看護師	常勤	2人 非常勤 3人（常勤換算無し）

3. 目的及び運営の方針等

施設の目的	妙見保育園（以下「当園」という。）は、特定保育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、子どもに対し、適正な保育を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>保育園の運営について、次の方針によって行う。</p> <p>(1)良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。</p> <p>(2)子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用する子どもの立場に立って保育を提供するよう努める。</p> <p>(3)保育者も子どもと一緒に活動し、共感し合いながら共に育ちあう気持ちをもって保育を行う。</p> <p>(4)保護者との連携を密にし、子どもにとって豊かで安定した家庭養育が図られるように支援する。</p> <p>(5)地域社会の人々との連携を密にし、多様な保育ニーズに応える保育の充実に努める。</p>
保育の理念	のびやかに しなやかに
保育の目的	<p>保育について、次の目的によって行う</p> <p>(1)家庭的なくつろいだ雰囲気の中で、子どもの情緒の安定を見守り、主体的、意欲的な子どもを育てる。</p> <p>(2)さまざまな経験を通して、豊かな感性を育てる。</p> <p>(3)応答的な環境を整え、「知」（わかる）「情」（おもしろい）「意」（やってみよう）のバランスのとれた子どもを育てる。</p>
保育の目標	<p>保育について次の目標によって行う</p> <p>(1) たくましい体の子ども</p> <p>(2) あいさつのできる子ども (おはようございます、さようなら、いただきます、ごちそうさま、ありがとうございます、はい)</p> <p>(3) 自分のことは自分でできる子ども</p> <p>(4) みんなと仲よく遊べる子ども</p> <p>(5) 物事に感動し思いやりのある子ども</p> <p>(6) 知的好奇心の旺盛な子ども</p>

4. 保育を行う日及び時間並びに保育を行わない日

保育を行う曜日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	午前7時から午後6時	
保育時間	保育標準時間	午前7時から午後6時(11時間)の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
	保育短時間	午前9時から午後5時(8時間)の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
延長保育時間	保育標準時間	午後6時を超えて保育を必要とする場合は、延長保育の申し出により保育を行います。
	保育短時間	午前7時から午前9時までと、午後5時を超えて保育を必要とする場合は、延長保育の申し出により保育を行います。
休業日	<p>①国民の祝日に関する法律に規定する休日（日曜日・祝日）</p> <p>②年末年始休日（12月29日から12月31日、1月1日から1月3日）</p> <p>③非常災害その他必要と認められるときは、保育を行わないことができます。</p>	
その他	保育を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ保護者に通知して、休業日に保育を行うことができます。	

5. 利用料等

行事（参加費等）に応じて実費の一部を徴収する場合があります。

毎月 集 金	1	教材絵本代	400円程度/月	クラスで教材として毎月使用します。 クラスによって違います。	
	2	保護者会費	長子 300円/月 2子～100円/月	父母の会活動費として徴収します。 夕涼み会や親子遠足時の保護者バス代になります。	
	3	卒園児積立金 (すずらん組のみ)	800円/月	卒園時に保護者にご負担頂く費用を積立ます。残金は返 金します。	
	4	副食費	4,500円/月	さくら、もも、すずらん組の子ども達が対象ですが、市 からの減免対象となる場合もあります。	
必 要 に 応 じ て	1	帽子	900円	年齢で帽子色が違います。	
	2	園児服	(3Lまで) 3,000円	園行事で着用します(ちゆりっふ組以上児使用)	
	3	体操服上	(3Lまで) 2,000円	園行事で、はな組以上児使用します。	
	4	体操服下	(3Lまで) 1,900円	園行事で、はな組以上児使用します。	
	5	通園かばん	2,700円	おはようブック、白ご飯、はし、お手拭き、お手紙等を 入れます。	
希 望 の み	1	キッズガード保険	参考 5,000円/年	24時間型(けが、賠償保険) プランにより変更	
	2	太陽スポーツサッカークラブ	実費	毎週木曜日	
	3	月刊購読本購読本	こどものとも社、チャイルド社	実費	毎月1冊
	4	ピアノ教室		実費	平日午後3時以降
	5	なぎさ温泉スイミング教室		実費	年齢、コースによって異なる。夕方5時以降
	6				
	7	延長保育料	①保育標準時間の延長保育の場合(保育時間:7時~18時) 1. 保育開始前延長保育(午前8時~午前9時) 午前8時15分~午前8時30分 50円 午前8時30分~午前9時 100円 2. 保育後延長保育(午後6時から午後7時) 午後6時15分~午後6時30分 50円 午後6時30分~午後7時 100円 午後6時30分~午後7時 100円 ②保育短時間の延長保育の場合(保育時間:9時~17時) 1. 保育開始前延長保育(午前7時~午前8時) 午前7時15分~午前7時30分 50円 午前7時30分~午前8時 100円 2. 保育後延長保育(午後6時から午後7時) 午後5時15分~午後5時30分 50円 午後5時30分~午後6時 100円	○延長保育利用申込書を提出して下さい。 ○減免申請ができますので、対象となる方はご連絡下さい。	
	8	一時保育料	一時預り保育を利用される場合 1. 3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,800円/日 (半日(昼食を食べるまで)半額) 2. その他、妙見保育園運営規定に準じて行います。	・事前登録 健康診断が必要 ・希望日(予約制) ・緊急時 応相談	

6. 年間行事予定

月	行事内容 (太字行事は、保護者参加行事)
4月	入園・進級式 田植え 野菜植え 仲良し遠足
5月	子どもの日の集い フラワーアレンジメント 内科歯科診断 芋植え 保育参観
6月	歯磨き指導 雀脅し製作
7月	お泊まり保育 米の収穫 プール開き 夏まつりあそび参観
8月	七夕集会 プール納め
9月	健康診断(内科)
10月	大運動会 芋掘り 豊年祭り見学
11月	秋の遠足 餅つきモーモー
12月	お遊戯会 卒園記念陶芸教室 クリスマスパティー 保育納め
1月	保育始め 絵を通しての子育て相談(予定)
2月	節分(豆まき) 保育参観(卒園保護者会) 記念撮影 おやつ作り
3月	ひなまつり会 お別れ遠足 一日入園 お別れパーティー 卒園式 終園式
毎月	・避難訓練 ・身体測定 ・交通安全教室 ・お誕生会 ・体育遊び(毎週木曜日) ・スイミング教室(隔週水曜日 4,5歳児) ・異文化交流(英語遊び)(月1回 4,5歳児)

※コロナ禍や熱中症防止の為に、実施できない行事や内容変更する行事があります。

7. 保育園の利用開始及び終了に関する事項並びに留意事項

利用開始決定等	利 用 決 定	市町村が、利用確認・認定、利用調整を行います。
	利 用 変 更	① 利用者負担(保育料)は、毎年9月が切り替え時期となります。 ② 就労状況等に変更が生じた場合は、市町村に届け出が必要となります。同時に、保育園にもお知らせ下さい。
退園事由	① 2号・3号認定に該当しなくなったとき(卒園含む) ② 保護者から市町村に退園届けを出されたとき ③ 利用継続が不可能と市町村が認めたとき ④ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき	
利用に当たっての留意事項	I, 登園について 1, 保育園駐車場での事故や盗難、エンジンのかけっぱなしには気をつけましょう。路上駐車は危険ですので、絶対やめましょう。事故や盗難は速やかに職員に届けてください。 2, 必ず門の鍵はかけるようにして下さい。(電子錠の場合でも) 3, お子さんは、必ずクラスまで連れてきて下さい。 4, お子さんの健康状態、その他気になる事や、家庭で熱があったり、具合が悪かった、薬を飲ませた等は必ず保育士に伝えるか、連絡帳に記入してください。 例) 家で朝夕薬を服用しています。夕べ、熱がありました。 5, 朝食は必ず食べさせましょう。 6, 身体や衣服は、いつも清潔にしましょう。 7, お子さんの持ち物にはすべて名前を書きましょう。(シールは剥がれます) 8, かばん等自分で持てるものは、自分で持たせましょう。 9, 欠席や登園が遅れる場合は、遅くとも9時30分までに連絡してください。 10, お子さんの状態を安定させるためにも、早寝早起きの習慣をつけ、朝9時までには登園できるようにしましょう。	

II、健康について

- 1, 朝、元気に登園してもけがや発熱などで連絡しなければならないことがあります。ご家庭や職場の電話連絡先が変更になったときは、直ちに保育士へお伝え下さい。
- 2, 集団生活です。園児に伝染する恐れがあるために、法定伝染病（コレラ、赤痢など）のほかにも、学校保健法により、登園を停止される病気があります。病院によって差がありますので、医師とよく相談して下さい。また、病気の際は十分な休養をとりましょう。
- 3, 薬は保育園で服用することはできません。
- 4, アレルギー（除去食のある場合）は、必ず、アレルギー疾患生活管理指導表診断書を提出して下さい。
- 5, 予防接種は午後から予約されることをお勧めいたします。予防接種のあとは、自宅待機をお願いします。

III、保育時間と保育について

- 1, 保育時間中は、子どもの安全を第一に心がけています。万が一、けがや事故などの場合は、早急に対応いたします。ご心配をおかけする時もありますが、保護者の方の深いご理解とご協力をお願いします。

IV、欠席などについて

- 1, 欠席や長期にわたる欠席の時は必ず園に連絡して下さい。けがや病気の時の2週間以上の長期休みは、診断書が必要な場合があります。診断書は保育園の書式があります。

V、休園、早帰りについて

- 1, 日曜、祝日、年末年始は休園となります。
- 2, 特別な事情により、休園や時間帯の変更をさせて頂く場合があります。
- 3, 第3土曜日は4時帰りです。行事変更で時間の変更があります。

VI、保護者会、その他について

- 1, 家庭における保護者と、保育園における保育士の愛情愛育で、子どもの健康と成長発達を図らなければなりません。子育て相談や保育参観など予定しています。健全な子どもを育てるために、積極的に参加しましょう。
- 2, 園からの連絡事項は、必ず守りましょう。
- 3, 家から、おもちゃなど不必要な物を持ってこないようにしましょう。
- 4, 園からのおたより、おしらせ、献立表などは、必ず読んでおく習慣をつけましょう。また、ホームページには、保護者参加行事や行事の集合時間、持ってくる物等を載せてありますのでご活用下さい。
- 5, 急なお知らせ等は、玄関先の掲示板、携帯安否メールでお知らせいたしますので確認してください。

8. 嘱託医

	内 科 健 診
医療機関の名称	茅野内科医院
嘱託医師名	茅野哲郎
所在地	鹿児島県枕崎市住吉町41番地
連絡先	72-1006
	歯 科 健 診
医療機関の名称	峰元歯科
嘱託医師名	峰元方士
所在地	鹿児島県枕崎市緑町143番地
連絡先	72-4321

9. 非常災害対策及び事故発生時の対応

非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難に関する計画があります。 ② 非常災害に備え、少なくとも月に1回は避難訓練等を行っています。 ③ 緊急時には、安否メールで各家庭にお知らせ致します。 ④ 津波や水害等避難を要するときは、緊急避難場所は、妙見センターです。
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育中における事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡を行うとともに、市町村への報告等の必要な措置を講じます。 ② 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。ただし、保育園の責に帰すべからざる事由による場合は、賠償しないことがあります。

【管轄する消防署】 緊急 119

消防署の名称	枕崎市消防本部・枕崎市消防署
所在地	鹿児島県枕崎市立神本町346番地
電話番号	72-0049 (本部)・72-9395 (消防署)

【管轄する警察署】 緊急 110

消防署の名称	枕崎警察署
所在地	鹿児島県枕崎市中央町189番地
電話番号	72-0110

【緊急時医療機関】

内科	茅野内科 (嘱託医)	72-1006
内科	枕崎こどもクリニック	58-1085
内科・外科	小原病院	72-7111
内科・外科	サザン・リージョン病院	72-1351
外科	久木田整形外科病院	72-3155
外科	菊野病院 (南九州市)	56-1135
救急	松岡救急クリニック (南九州市)	78-3789
歯科	峰元歯科医院 (嘱託医)	72-4321
眼科	園田病院	72-0165

10. その他の重要事項

衛生管理等	① 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品等の管理を適正に行います。 ② 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じます。
秘密保持等	① 業務上知り得た児童・乳幼児またはその家族の秘密を漏らしません。(退職後も遵守します。) ② 児童・乳幼児に関する情報等を提供する必要がある場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。
要望・苦情対応	① 乳幼児の保護者等からの要望・苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。 ② 提供する施設支援に関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。 ③ 児童・乳幼児の保護者等からの苦情に関して、調査に協力するとともに、指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。
虐待防止措置	① 児童・乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、関係機関と連携を取るなど必要な措置を行います。

11. 相談・要望・苦情窓口

受付担当者	下窪 節子	主任保育士	
解決責任者	下窪 健太郎	園長	
第三者委員	三浦 文子	監事	
	松野 下 剛市	監事	

12. その他の事項

地域との連携	① 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努めます。 ② 保育園は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対して、保育に関する情報の提供を行い、並びに保育に支障がない限りにおいて、児童・乳幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めます。
情報の提供	保育園が実施する、保育の内容等に関する情報の提供を行うように努めます。

同 意 書

妙見保育園重要事項説明書を確認し、内容について同意致します。

令和 年 月 日

妙見保育園保護者会

会長 _____ 印

この同意書の効力は、保育利用開始（令和3年3月31日以前に利用している者に関しては同意署名した日）から保育利用終了までとします。但し、説明内容に変更等が生じた場合は、その都度内容確認し同意を得ることとします。